

# 回 覧

高 建 第 237 号  
令和元年6月5日

町民のみなさまへ

高森町長 草 村 大 成  
(公印省略)

## 道路愛護事業について (お願い)

日頃より本町の道路行政に対して格段のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も地域の道路愛護精神の啓発・普及と地域の安全・安心のまちづくりを目的に、交通の安全に支障を来たす恐れのある町道の雑草の草刈や側溝の清掃事業を下記のとおり実施いたします。

道路愛護事業の実施方法は各地区の事情にあわせてそれぞれ異なりますので、ご協力いただける方は道路愛護事業実施日等を各地区駐在嘱託員にご確認の上、参加していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 補助事業の対象：町道の両側の草刈及び側溝の清掃

草刈りについては、道路敷き（町道の敷地内）の法面1.5m以上を刈払して下さい。

### 2 補助金の額：道路延長の1mあたり40円

### 3 補助金の申請：所定の補助金交付申請書により申請してください。 (原則として、申請者は駐在嘱託員とします。)

問い合わせ先  
高森町役場 建設課 土木係  
担当：土井谷 ・ 児玉  
電話 62-1111 (内線144)